

議案第17号

鹿屋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び鹿屋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
鹿屋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び鹿屋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び鹿屋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
(鹿屋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第1条 鹿屋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（種類及び定員）

第2条 団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、機能別団員以外の団員とする。

3 機能別団員は、市長が定める特定の消防事務に従事する団員とする。

4 団員の定数は次のとおりとする。

(1) 基本団員 950人

(2) 機能別団員 105人

5 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。以下「令」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項各号に定める定数の合計数とする。

6 令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第4項第1号に定める定数とする。

第9条本文中「団員」の次に「（機能別団員を除く。以下この条において同

じ。)」を加える。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、機能別団員については、年額報酬は支給しない。

(鹿屋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第2条 鹿屋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成18年鹿屋市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 非常勤消防団員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その期間は勤務年数に算入しない。

(1) 一定期間勤務しなかったことが明白であるとき。

(2) 鹿屋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第180号）第2条第3項の機能別団員として勤務したとき。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

消防団員が年々減少する中、消防団員を確保するために、鹿屋市消防団で再編協議を行った結果、OB団員を活用した機能別分団員制度を導入するに当たり、定員、処遇等及び退職報償金の支給について見直しを行いたいので、本案を提出するものである。